

令和五年内閣府・厚生労働省令第六号

内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項及び第五十八条の二第二項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に基づき行うものについては、次に掲げる業務（特定社会基盤業務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三 会員ののためにする手形の割引
- 四 為替取引

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八條の二第二項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者（同項の規定によりこれらの号に掲げる業務を併せ行うことができる者に限る。）であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、

様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（親法人等）

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないこと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第

三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることのできるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）を行つて提供すること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技

術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

（重要維持管理等）

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤業務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 維持管理
- 二 操作

（導入等計画書の届出）

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内で作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者により再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。を証する書類)

イ 株式会社 取締役(指名委員会等設置会社)にあっては、取締役及び執行役

ロ 持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。) 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。) 組合員(同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者(同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。)が業務を執行する組合にあっては、当該業務執行者)ホ その他の法人等 イ からニまでに定める者に準ずる者

(特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五(一)によるものとし、特定重要設

備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五(二)によるものとする。
(法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるもの)

第十一條 法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域(以下「設立準拠法等国等」という。)(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日(二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等(外国の政府、外国の中央政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

(構成設備)

第十二條 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの(以下「構成設備」という。))は、次に掲げるもののその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

一 業務アプリケーション
二 オペレーティングシステム
三 ミドルウェア
四 サーパー

(法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの)

第十三條 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法等国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日(二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの)

第十四條 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法等国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数の占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日(二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合
(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

第十五條 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者(重要維持管理等の内容及び時期又は期間)

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者(重要維持管理等の内容及び時期又は期間)

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法等国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数の占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日(二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六條 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

(導入等計画書の届出の例外)

第十七條 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の

事業者が再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立ち入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)
第十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項（これらの規定を法第五十四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるにはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)
第十九条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第五十二条第四項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせるにはならない期間を延長するときは、延長の

期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二条第七項の通知の手続)
第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)
第二十一条 法第五十二条第八項（法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)
第二十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第五十二条第十項（法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十二条第六項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)
第二十三条 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。
一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更
二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更（特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。）
三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。）
ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更
ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更
ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更
一 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）によるものとする。

二 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所又は設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

三 法第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（二）により行うものとする。

四 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更
一 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）によるものとする。

二 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第七（二）により行うものとする。

三 法第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八（二）により行うものとする。

四 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）

ロ 再委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等（個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあつては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更
一 法第五十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）次項及び第四項において同じ。）の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七（二）によるものとする。

- イ 特定重要設備の供給者の住所の変更（国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。）
- ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）
- (1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- ハ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第二号ロに該当するものを除く。）
- 二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
- イ 構成設備の供給者の住所の変更
- ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）
- (1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）
- 三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
- イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更
- ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）
- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- 四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの
- イ 再委託の相手方等の住所の変更
- ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）
- (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決

- 権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合
- （変更の報告）
- 第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入等計画書の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。
- 3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。
- （立入検査の証明書）
- 第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。
- 附 則
- この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 附 則（令和五年十一月二十六日内閣府・厚生労働省令第七号）

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

様式第一（第三条関係）

第 号

附 定 通 知 書

年 月 日

殿

金融庁長官
厚生労働大臣
（法務省職）

経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の確保に関する法律（令和4年法律第43号）第10条第1項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名 称	
住 所	
特定社会基盤事業者 の 種 別	
指定をした年月日	

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届書

年 月 日

殿

名 称
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の確保に関する法律第10条第3項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称又は住所		
変 更 年 月 日		
変 更 の 種 別		

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第三（第六条関係）

様式第三（第六条関係）

第 号

附 定 解 除 通 知 書

年 月 日

殿

金融庁長官
厚生労働大臣
（法務省職）

経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の確保に関する法律（令和4年法律第43号）第11条の規定により特定社会基盤事業者としての指定を解除したので、同条において準用する同法第10条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

名 称	
住 所	
特定社会基盤事業者 の 種 別	
指定をした年月日	
指定を解除した 年 月 日	

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の確保に関する法律第11項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の種類

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を配置する場所	
特定重要設備を使用する場所 （国境上の位置）	

1. 特定重要設備の種類の種類については、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「特定重要設備の名称」の種類は、同一の種類の特重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、記号等）を記載すること。

3. 「特定重要設備の機能」の種類は、特定社会基盤設備を特定時に提供する特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を配置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の種類は、それぞれの場所の所在地を少なくとも都道府県までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内訳及び時期

- [illegible]

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が課ずる特定結害行為を防止するための措置に係る事項

[illegible][illegible]

（情報保護を含む。）において、定められた事項は当該システムで実行しないよう、アクセス可能な要素を物理的（物理セキュリティ）個人情報管理（個人情報管理）のシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。		
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が構成設備の製造販売（製造販売）を有していることにより、定められた事項は当該システムで実行しないよう、アクセス可能な要素を物理的（物理セキュリティ）個人情報管理（個人情報管理）のシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。	□	
⑥ 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備をインターネット接続と接続する場合には、特定重要設備、不正なアクセス等に対するための機能を有し、その利用やメンテナンスの更新が適切に実施されている。	□	
⑦ 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の導入に際しては、特定重要設備の設置等に際しては、必要となることを確認している。	□	
⑧-1 特定社会基盤事業者等は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合は、特定重要設備の供給者が構成設備の製造販売（製造販売）を有していることを確認している。	□	
⑧-2 特定社会基盤事業者等は、導入した特定重要設備の製造販売（製造販売）を有していることを発見した場合は、構成設備の供給者が構成設備の製造販売（製造販売）を有していることを確認している。	□	

入換等により能力をすることが期待されていることを確認している。		
特定重要設備の供給者を適切に確認している。		
（）特定重要設備及び構成設備について、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。		
⑤-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者が、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、構成設備の供給者が、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者が、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者が、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑦ 特定重要設備の供給者を適切に確認している。		
（）特定重要設備及び構成設備について、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	

アップの機体、機能管理、施設手続の明確化・具体化（代替設備との交換等）について、目録を管理している。		
⑤-1 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-1 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑦ 特定重要設備の供給者を適切に確認している。		
（）特定重要設備及び構成設備について、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	

⑤-1 特定社会基盤事業者等は、特定重要設備の供給者が、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑤-2 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-1 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	
⑦ 特定重要設備の供給者を適切に確認している。		
（）特定重要設備及び構成設備について、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者等は、特定の保安・点検等の必要となることを期待される場合に、構成設備・点検等を行うことができる者が特定重要設備の供給者が構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も含まれ、関係者を適切に確認している。	□	

は別品を製造する工場等の所在地、作業に使用する資材の種類・使用設備等（リサイクル資材・環境配慮等）等に関する情報提供を受けることをお願いする。また、特定社会福祉事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、速時に情報提供を受けることを報告書上に記載している。

（記載上の注意）
1. それぞれの項目の情報を満たしている場合は、□に印を付すること、印を付した項目については、当該項目を空欄としていること。
2. 情報提供が S.M.A.P.の依頼を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①～②、③～④、⑤～⑥、⑦～⑧、⑨～⑩、⑪～⑫、⑬～⑭、⑮～⑯、⑰～⑱、⑲～⑳の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。
3. それぞれの項目は同一内容でない場合であっても、同等の特定投資行為が生じることの情報の提供を受けていると見なされる場合には、当該情報の内容を、それぞれの項目に記述する最も的確に記載すること。
4. ①～②、③～④、⑤～⑥、⑦～⑧、⑨～⑩、⑪～⑫、⑬～⑭、⑮～⑯、⑰～⑱、⑲～⑳の項目の情報を満たしていることを示す情報は、特定重要設備の名称又は構成設備の名称が金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することである。このため、特定重要設備の名称又は構成設備の名称は、当該設備の名称は、それぞれ特定社会福祉事業者又は特定重要設備の所有者に対し、あらかじめ、金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の所有者は、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

凡 例

注 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第四（二）（第九条第一項、第二十一条関係）

増大計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる報告）

所 属
氏 名
代表者の氏名

経営政策を一体的に遂行することによる安全確保の確保の推進に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

特定重要設備の概要	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）
1. 「特定重要設備の機能」の欄には、第 1 条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の機能の特定重要設備から重要維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会福祉施設を定時的に提供する特定重要設備（付する設備の名称）を記載すること。
4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在地を少なくとも都道府県までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものも記載すること。

2. 重要維持管理等の委託の内容及び当該文書関係

重要維持管理の内容	目的
維持管理の内容	維持管理の内容
重要維持管理の内容	重要維持管理の内容
重要維持管理の内容	重要維持管理の内容

（記載上の注意）
「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の期日は当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的に重要維持管理等の委託の期日は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。長期的な期日が未定である場合には予定年を記載した上で、「（予定）」と併せて記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

名称及び代表者の氏名	住所	設立・開業日等

（記載上の注意）
1. 個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この欄において同じ）。
2. 「設立・開業日等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合には国等を記載すること。以下この欄において同じ）。
3. 個人である場合には、「設立・開業日等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することである。このため、当該個人は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この欄において同じ）。

（2）重要維持管理等の委託の相手方の継続率等の議決率の5%以上を直接に保有する者

名称又は氏名	設立・開業日等又は開業等	議決権保有割合（%） （開示した数値）
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

（記載上の注意）
1. 議決権保有割合は、届出の日より5年以内の日に付する総持主等の議決権の総数に占める割合を、小数以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この欄において同じ）。
2. 「設立・開業日等又は開業等」の欄は、議決権を保有する者が個人である場合には当該個人の設立・開業日等を、個人である場合には当該個人の議決権を保有する者（以下この欄において同じ）。
3. 「設立・開業日等又は開業等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することである。このため、当該個人は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁指定及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

氏名	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

（記載上の注意）
「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁指定

び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委員の相手方における外国政府等との取引に係る取上

事業年度	年 月 日～ 年 月 日の3年間 (該当なし) 割合 (%)		
	外国政府等の名称		

(記載上の注意)

- 届出の日より2月前の日以前に終了した年度の上事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委員の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額のみを割合が100分の2以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の委員に関する事項

は 内 容	行われる重要維持管理 等の内容	
	重要維持管理等を行 う場所	重要維持管理等を行 う相手
用 意 の 方	代表して行われる時 又は期間	住所
	住所	設立準備品等

の と し て の 取 上 に 関 する 事 項	名称又は 氏名		議決した年月日
	設立準備品等又は 設備等	議決した年月日	
の と し て の 取 上 に 関 する 事 項	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
の と し て の 取 上 に 関 する 事 項	氏名	先年月日	設備等
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		

の と し て の 取 上 に 関 する 事 項	年 月 日～ 年 月 日の3年間 (該当なし) 割合 (%)		
	事業年度		

(記載上の注意)

- 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合には、当該再委託する重要維持管理等の内容及び期間又は期間外に当該重要維持管理等に関する事項を記載すること。
- 重要維持管理等を再委託して行わせる期間又は期間外に、再委託の内容及び重要維持管理等の内容及び期間又は期間外に当該重要維持管理等を行わせる期間外、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
- 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の委員に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を報告するときは、その旨をその年の事業報告に添付し、議決に際した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを確認する書類を添付することとし、議決した書類の概要（6. 備考）の欄に記載すること。
- (3) の「設立準備品等又は設備等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、重要維持管理等の委員の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。
- (4) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、重要維持管理等の委員の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。
8. 5又は7の欄により報告を受けた重要維持管理等の委員の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、当該報告を受けた旨を報告することとする。

5. 重要維持管理等の委員に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定取捨行

取捨行	取捨行	
	取捨行	取捨行
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要事項について特定社会福祉事業者に提供しない成果物等があることを報告するもの必要な事項がなされ、その取捨行に関する事項を特定社会福祉事業者が確認できること		
① 特定社会福祉事業者は、委員の相手方及び再委託の相手方等について、特定重要事項の取捨行に関する事項が、取捨行に関する事項と一致しており、当該取捨行が、重要維持管理等の取捨行より不特定多数の有無を定期的に確認することに必要である。		
② 再委託の相手方等における重要事項については、委員の相手方を通じて確認している。		
③ 特定社会福祉事業者は、特定重要事項及び再委託の相手方等に対し、取捨行に関する事項について最善のセキュリティポリシーが適用されているかどうか等の取捨行の管理		

経営政策等の委託の相手方は、特定社会福祉事業者に對し、報告を受けた旨を報告することとする。

9. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

様式第五（一）（第十条第二項関係）

様式第五（一）（第十条第二項関係）

緊急輸入等届出書（特定重要設備の輸入を行った場合）

年 月 日

宛 所
代表者の氏名

経営政策を一時的に譲渡することによる受入設備の譲渡の譲渡に関する法律第14条第1項の規定により、特定重要設備の輸入を行ったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の輸入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会福祉施設の設備に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

① 特定社会福祉施設の設備に生じた支障又は生ずるおそれの内容

② ①が生じた時期及び期間

③ ①により特定社会福祉施設の設備に對して生じた影響

④ ①に對する措置のため緊急に輸入を行う必要があった理由

⑤ 輸入等計画書の提出によつては対応できなかった理由

(2) 緊急の適用を免れる目的で特定社会福祉施設の受入設備に支障が生ずるおそれを生じたものではないこと

① (1) ①が生じた原因

② (1) ①を軽減した時期

① (1) ①の発生を回避できなかった理由

(2) 緊急の適用を免れる目的で特定重要設備の輸入を行うことが支障の除去又は緊急の対応のために必要であったこと

① (1) ①と特定重要設備の設備及び特定重要設備に生じた支障の内容

② (1) ①と緊急に付いた輸入との関係

(3) 特定重要設備の輸入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと

① 緊急に輸入を行う以外に検討した他の手段の内容

② 他の手段によつては (1) ①に対応できなかった理由

2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類

特定重要設備の名称

特定重要設備の機能

特定重要設備を設置した場所

特定重要設備を使用している理由

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から輸入を行った特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。

3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会福祉施設を定型的に提供するた特定重要設備が有する品目の機能または作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置した場所及び特定重要設備が設置している理由」の欄には、それぞれの場所の用途を少なくとも都道府県を単位で記載することとし、国等に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 特定重要設備の輸入の内容及び特徴

輸入の目的

輸入に
関する
内容

名称及び代表者の氏名

所在地

設立準備品店等

輸入との関係

(記載上の注意)

1. 「輸入に関わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会福祉事業者が購入するまでに経由した者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する事項を記載すること。

(1) 特定社会福祉事業者と特定重要設備の供給者との間に在り、特定重要設備の供給者の管理その他の特定重要設備の輸入に当たって重要な役割を有した者

(2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の概要等の提供が求められている等特定の機能を実現し、若しくは、当該特定重要設備の機能に支障を及ぼし得る者

2. 輸入である場合においては、名称及び代表者の氏名の欄には氏名を記載すること（以下この欄式において同。）。

3. 「設立準備品店等」の欄にはその旨に当たって複製した法令を制定した国又は地方の法令を記載すること（輸入である場合においては複製を記載すること。以下この欄式において同。）。

4. 輸入である場合においては、「設立準備品店等」の欄に記載する情報は、当該輸入の申請が表及町長等輸入に提出された後に提供することである。このとき、当該輸入は、特定社会福祉事業者に對し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に照会することを報告することとする（以下の欄式において同。）。

5. 「輸入との関係」の欄には、1. の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、輸入に関わる者が行った行為を具体的に記載すること。

6. 「特徴」の欄には、特定重要設備を輸入するために必要な一連の行為が完了し、設備の提供の用に供した時点に記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者の氏名

住所

設立準備品店等

(2) 特定重要設備の供給者の継続率等の議決率の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準備段階等又は 段階等	議決権保有割合 (%) 【概算した年月日】
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、提出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の総数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ）。

2. 「設立準備段階等又は段階等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準備段階等を、個人である場合には当該個人の取得等を記載すること（以下この様式において同じ）。

3. 「設立準備段階等又は段階等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	役職等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「役職等」の欄に記載する情報は及び当該情報に係る第9条第2項第2号に定める事項は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日までの期間	該当あり(□)、該当なし(○)	割合 (%)
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 提出の日より2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、1つ以内の1の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうち1割の国又は地域に係る外国政府等との取引に係る売上高の合計額を占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
【施設項目】 特定重要設備事業者は、特定重要設備の購入に当たって、特定重要設備の供給者が自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在性が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充てたことを確認した。	□

(記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ）。

2. 施設項目の内容を確認した場合には、その名称にある口に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

① 構成設備の種類	構成設備の種類		
② 構成設備の名称			
③ 構成設備の機能			
④ 名称及び代表者の氏名			
⑤ 住所			
⑥ 設立準備段階等			
⑦ 名称又は氏名	設立準備段階等又は 段階等	議決権保有割合 (%) 【概算した年月日】	
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			

5. 議決権を有する者の氏名及び住所並びに議決権の割合

① 議決権を有する者の氏名	氏名	発行数目	議決権等
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			
㉕			
㉖			
㉗			
㉘			
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から購入を行った構成設備を特定する事項（品名又は型番等）を記載すること。

3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備が特定重要設備を安定して稼働するための構成設備が有する機能の役割を果たす旨を記載すること。

4. 構成設備がSMAの稼働に不可欠なクラウドサービスに依存する場合は、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の機能」の欄に利用するクラウドサービスが有する機能を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備がSMAの稼働に不可欠なクラウドサービスである場合は、(3)から(6)までの内容又は当該設備の機能の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会福祉事業者が講ずる特定妨害行為

[illegible][illegible]

- [illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

樣式第五(二)(第十條第二項關係)

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年 月 日

敗

住 所	
名 称	
代表者の氏名	

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行なったので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合で
あること

(1) 特定社会福祉業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① | 特定社会基盤投資の提供に生じた支障又は生ずるその内容 |
| ② | ①が生じた時間及び期間 |
| ③ | ①により特定社会基盤投資の提供に対して生じた影響 |
| ④ | ①に対する措置のため緊急に重要事項等調査を行わねばならなかった理由 |
| ⑤ | 導入等計画書の提出に対しては対応ができなかった理由 |
| (2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤投資の定量的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせないことではないこと | |

- | | |
|--|--|
| ① (1) ①が生じた原因 | |
| ② (1) ①を把握した時期 | |
| ③ (1) ①の発生を回避できなかったこと | |
| (2) ①の発生に際して、重要財産管理等を整に行わねること、が支障の除去又は発生防止のために必要であったこと | |
| ① (1) ①と特定重要財産の関係及び特定重要財産に生じた支障の内容 | |
| ② (1) ①の発生に付いた重要財産管理上の問題 | |
| (4) 特定重要財産の重要財産管理等を整に行わねる適い方法がなかったこと | |
| ① 整理に重要財産管理等を行わねる以外に附した他の手段の内容 | |
| ② 他の手段によっては (1) ①に対応できなかった理由 | |

2. 特定重要設備の概要	
--------------	--

特定産業設備の種類	
特定産業設備の名称	
特定産業設備の機能	
特定産業設備を設置した場所	
特定産業設備を使用している 場所	

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から重要維持管理等を行わた特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を官定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

- 4.「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行われた重要維持管理等の内容	
重要維持管理等を行なった又は行っている場所	重要維持管理等を行なった又は行っている場所	
	重要維持管理等を行なった時期又は期間	

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方	
名称及び代表者	

の氏名	
住所	
設立準備法人等	

(記載上の注意)

1. 個人である場合には、(名称及び氏名)の欄には氏名を記載すること（以下この欄において同じ。）
2. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合には国籍等を記載すること。以下この欄において同じ。）
3. 個人である場合には、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定個人が業務実行者に限り、あらかじめ、金融庁

長官及び厚生労働大臣に直轄に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に

保有する者			
	名称又は氏名	設立準備期間等又は 経過等	議決権保有割合（％） （確認した年月日）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

- 議決権保有者数は、発起の前日または前日における当該株主の議決権の数に占める割合を、半数以下第3号を超過しないに記すること（以下この様式において同じ。）。
- ③「設立場所外国又は又は国等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等と、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
- ④「設立場所外国又は又は国等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方金融庁登録官及び厚生労働大臣に直接提出することができ、かつ、当該株主の相手手方は、株式会社金融庁登録官に対し、あらかじめ、金融庁登録官及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

①	
---	--

⑤		
⑥		

(記載上の注意)

①「名称目録」及び「関係等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る署名等第2項第2号に掲げる事項は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、厚生労働省事務官に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委員の相手方における外国政府等との取引に係る売上金の割合

年	月	日～	年	月	日の3年間
該当あり(□)、該当なし(○)					
事業年度	外国政府等の名称		割合(%)		

(記載上の注意)

1. 提出の日より2月前の日以前に終了した年度のうち事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の委員の相手方の売上金の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上金の合計額のみを占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、厚生労働省事務官に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の委員会に関する事項

⑦	「名称目録」及び「関係等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る署名等第2項第2号に掲げる事項は、重要維持管理等の委員の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することができる。このとき、当該委員の相手方は、厚生労働省事務官に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することを報告することとする。
---	--

⑧	重要維持管理等を再委託して付けた時 取又は期間	
	名称及び代表者の氏 名 住所 設立準拠法等	

⑨ 再委託先となる者の
名称又は氏名
設立準拠法等又は
国等
議決権所有割合(%)
(議決した全票目)

①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

⑩ 再委託先となる者の
氏名
当票目
議決権等

①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

⑪ 再委託先となる者の
名称又は氏名
設立準拠法等又は
国等
議決権所有割合(%)
(議決した全票目)

年	月	日～	年	月	日の3年間
該当あり(□)、該当なし(○)					
事業年度	外国政府等の名称		割合(%)		

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者により再委託して重要維持管理等を行なった場合には、当該再委託した重要維持管理等の内容及び当該再委託した重要維持管理等の相手方に関する事項は記載すること。

2. 「重要維持管理等を再委託して付けた時期又は期間」の欄には、単独・継続的ないし重要維持管理等の委員の相手方が当該重要維持管理等を行なった期間を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行なった期間を記載すること。

3. 第17条の規定に準じ、重要維持管理等の委員会に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を報告するときは、その内容とその他の記載事項とを別々に記載し、記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを確認する書類を添付すること。

4. (1)の「設立準拠法等又は国等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、厚生労働省事務官に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することを報告することとする。

5. (1)の「名称目録」及び「関係等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る署名等第2号に掲げる事項は、重要維持管理等の再委託の相手方が金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、厚生労働省事務官に対し、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣に直接提出することを報告することとする。

6. 5又は7の欄記により報告を受けた重要維持管理等の委員の相手方は、特定社会公益事業者に対し、当該規定による報告を受け取ることを報告することとする。

6. 重要維持管理等の委員会に当たって特定社会公益事業者が適する特定執行行為を防止するための措置

項目	備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その役員等を含む。）によって、特定重要事項について特定社会公益事業者が委託しない決定が採られることを防止するための必要措置等がなされ、その措置等に関する事項を特定社会公益事業者が確認できることとなる旨について開示している。	
① 特定社会公益事業者等は、委員の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要事項の執行に際しての重要事項の決定に関する手続及びその確認に関する手続が有効に定められており、当該手続が再委託重要事項の執行により不正決定等の有無を定期的に又は随時確認することによって確認している。	☐
② 再委託の相手方等における重要事項については、委員の相手方を通じて確認している旨も開示。	
③ 特定社会公益事業者は、特定重要事項及び再委託の相手方に対し、再委託の執行について最善のセキュリティ・ポリシーが適用されているかどうか等の情報の管理	☐

維持管理等の委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

様式第六（第二十条関係）

報告の応答等に関する通知書

年 月 日

殿

住 所
番 号
代表者の氏名

維持施設を一体的に運営することによる安全確保の確保の確保に関する目標
第24条第1項（第24条第2項において準用する場合に第24条第1項、第24条第3項において準用する場合に第24条第2項において準用する場合に第24条第3項）の規定により。

年 月 日付 号をもって送付された 報告書
内容変更 変更の届出書
に係る 特定重要設備の導入 の 中 止 の報告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 報告の別（該当分に○）	イ 応答する。	ロ 応答しない。
2. 応答しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書の更新の要
（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

殿

住 所
番 号
代表者の氏名

維持施設を一体的に運営することによる安全確保の確保の確保に関する目標
第24条第1項の規定により、導入等計画書の更新を行うので、次のとおり報告
します。

1. 変更を行う 届出	届出年月日	導入等計画書の更新をした 年月日
	特定重要設備 の機能及び 名称	更新の届出又は報告をした 年月日（機能あるときは、 その更新のもの）
2. 変更事項		
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

（記載上の注意）

1. 「1. 変更を行う届出」の「更新の届出又は報告をした年月日（機能あるときは、その更新のもの）」の欄には、この届出の届出、届出又は報告をした
届出のもの（年月日）を記載すること。
2. 特定社会福祉事業者は、この報告が、金融庁長官及び厚生労働大臣に提出し、
提出することとなる届出について変更をする場合は、当該変更をする要否、
当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び
厚生労働大臣に提出し、提出することとなる。このとき、当該変更をする要
否は、特定社会福祉事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金
融庁長官及び厚生労働大臣に提出することとする。報告を受けた特定社会福祉事業者は、必要に応じて、特定社会福祉事業者に対し、
報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) 他の事業等から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は緊急の対応のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の 関係及び特定重要設備に生 じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行った導 入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に 検討した他の手段の内容	
② 他の手段によつては (1) ①に 対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本縦覧用紙A4とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

変更の内容を記載した 導入等計画書
（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等計画書）の
変更をした場合）

年 月 日
所
在 所
名 称
代表者の氏名

経費概算を一体的に課することによる安全設備の機能の増進に関する法律第
54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用す
る同条第1項の規定により、緊急導入等計画書（緊急導入等計画書）の
変更をした場合）

3. 変更の内容	
(1) 変更をした場 所	導入等計画書（緊急導 入等計画書）の増改を した旨 変更の届出又は報告 をした年月日（掲載あ るときは、その届出の 年月日）
(2) 変更事項	特定重要設備 の機能及び名 称 重要維持管理 等の手段の内 容

(3) 変更の内容	
(4) 変更の理由	変更後
(5) 変更の時期	変更前
(6) 備考	
(記載上の注意)	
1. (1) 変更をした届出の「変更の届出又は報告をした年月日（掲載ある ときは、その届出の年月日）」欄には、この届出を除き、届出又は報告をし た変更のものの年月日を記載すること。	
2. 特定社会福祉事業法以外の者が、金融庁及び厚生労働大臣に直接に提 出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、 当該変更の内容及び当該変更の取組に関する事項について金融庁及び 厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者が、 特定社会福祉事業者又は金融庁管理下の親手手に対し、あらかじめ、 金融庁及び厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとし、 報告を受けた金融庁管理下の親手手は、遅滞なく、特定社会福 祉事業者に対し、報告をされた旨を報告することとする。	
3. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をす ることは緊急でない場合であったこと	
(1) 特定社会福祉設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会福祉設備の提供 に生じた支障又は生ずるお それの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会福祉設 備の提供に生じた影響	
④ ①に対する補償のため緊 急に重要維持管理等を行わ ねばならない理由	
⑤ 導入等計画書の変更の案 の届出によつては対応がで きなかった理由	

(2) 特定の適用を受ける目的で特定社会福祉設備の定型的な提供に支障が生 ずるおそれを生じさせたものでないこと	
① (1) ①が生じた時期	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を認識でき なかった理由	
(3) 他の事業等に準拠して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除 去又は防止の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の 関係及び特定重要設備に生 じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行われた 重要維持管理等との関係	
(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がな かったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行 わせる以外に検討した他の 手段の内容	
② 他の手段によつては (1) ①に 対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本縦覧用紙A4とすること。

計画書（緊急輸入等輸出書）に係る事項につき変更をしたので、経済的に譲渡することによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり輸入

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(写真)	経済効果を一体的に確保することによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第2項の規定による立入検査証 (発行権者)
------	--

[illegible]